

## 各務原市墓地整備事業補助金交付要綱

(平成27年10月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区で管理している共同墓地（以下「共同墓地」という。）の環境の維持及び向上を図るため、共同墓地の整備に要する経費に対して予算の範囲内において墓地整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、共同墓地の管理者に対して交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業で経費が20万円以上のものとする。ただし、5年以内に同一の共同墓地に対する補助金の交付を受けている場合は、対象としない。

- (1) 共同墓地の区画又は通路を整備する事業
- (2) 共同墓地と隣地との境界を整備する事業
- (3) 共同墓地の照明又は給排水設備を整備する事業
- (4) 共同墓地の緑地の整備、花壇の設置その他の景観を整備する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(補助対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に該当する経費は、補助対象外とする。

- (1) 共同墓地を使用することができる地区内に自己の住居を有する世帯数を超えた区画分の整備に要する経費
- (2) 設計料、改葬に伴う官報掲載料その他の事業に伴って生ずる事務費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付の対象となる事業に係る経費の2分の1の額とし、その限度額を200万円とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする共同墓地の管理者は、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 字絵図
- (3) 工事図面
- (4) 現況写真
- (5) 見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(実施報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた共同墓地の管理者は、事業完了後速やかに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 完成写真  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。